



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 大橋宏一郎
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1 神田橋パークビルディング
【報告義務発生日】	平成17年11月1日
【提出日】	平成17年11月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ライブドアマーケティング
会社コード	4759
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証マザーズ
本店所在地	〒107-0052東京都港区赤坂一丁目12番32号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (米国の有限責任会社)
氏名又は名称	インダス・キャピタル・パートナーズ・エル・エル・シー (Indus Capital Partners, LLC) (以下「ICP」という。)
住所又は本店所在地	米国、郵便番号10019、ニューヨーク州ニューヨーク市西57丁目152番28階 (152 West 67th Street, 28th Floor, New York, New York 10019, U. S. A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2000年7月18日
代表者氏名	バリー・スカルカ(Barry Skalka)
代表者役職	最高執行責任者(Chief Operating Officer)
事業内容	投資運用業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

純投資 (ファンド運用)

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本 文	法第27条の23第3項第1 号	法第27条の23第3項第2 号
株券(株)			503,406
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 503,406
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 503,406		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年11月1日現在）	S 7,976,705.01
上記提出者の 株券等保有割合（%） （Q/（R+S）×100）	6.31%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	5.25%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年9月2日	株券	20,000	取得	
平成17年9月5日	株券	16,000	取得	
平成17年9月6日	株券	6,800	取得	
平成17年9月7日	株券	18,000	取得	
平成17年9月8日	株券	10,000	取得	
平成17年9月9日	株券	10,000	取得	
平成17年9月12日	株券	10,000	取得	
平成17年9月21日	株券	12,500	取得	
平成17年9月22日	株券	1,423	取得	
平成17年9月26日	株券	15,000	取得	
平成17年9月27日	株券	12,000	取得	
平成17年10月3日	株券	10,000	取得	
平成17年10月12日	株券	25,951	取得	
平成17年10月20日	株券	30,000	取得	
平成17年10月21日	株券	30,000	取得	
平成17年10月25日	株券	36,781	取得	
平成17年10月28日	株券	15,147	取得	
平成17年10月31日	株券	20,000	取得	
平成17年11月1日	株券	12,500	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	2,316,498
上記 (V) の内訳	ICPが運用を担当するファンドの資金 : 2,316,498
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	2,316,498

②【借入金の内訳】 該当なし

③【借入先の名称等】 該当なし

indus

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Indus Capital Partners, LLC, a company organised and existing under the laws of State of Delaware in the United States of America, and having its principal office located at 152 West 57th Street, 28th Floor, New York, New York 10019, U.S.A., does hereby constitute, designate and appoint Koichiro Ohashi, attorney-at-law of White & Case Law Offices, with its office at Kandabashi Park Building, 19-1, Kanda Nishiki-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name and place of Indus Capital Partners, LLC in Japan for the following purposes:-

1. To prepare, execute reports required under Chapter 2-3 (Disclosure of Large Shareholding) of the Securities and Exchange Law of Japan, to file them with Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan and generally to represent Indus Capital Partners, LLC in connection with the preparation, execution and filing of the reports;
2. To prepare, execute and file amendments to the said reports;
3. To receive from Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan any and all notices, orders, communications and other documents addressed to Indus Capital Partners, LLC pertaining to the said reports;
4. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted; and
5. To appoint one or more sub-attorney to act on its behalf with respect to all the powers granted hereinabove.

Dated the 2nd day of November, 2005.



Barry Skalka
Chief Operating Officer

(訳文)

委任状

米国デラウェア州の法律に基づき設立され存続する会社で、米国、郵便番号 10019、ニューヨーク州、ニューヨーク市、西 57 丁目 152 番 28 階に主たる事務所を有するインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シーは、本書により日本国東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番地 1、神田橋パークビルディングに事務所を有するホワイト&ケース法律事務所の弁護士大橋宏一郎を、下記の目的のために、日本においてインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シーの名において同社を代理する権限を有し、且つ、復代理人の選任および解任権を有する適法な代理人として任命する。

1. 財務省関東財務局長に対し提出すべき証券取引法第二章の三（株券の大量保有の状況に関する開示）に基づく報告に関して、これを作成し、捺印し、提出を行い、かつ一般にインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シーを代理すること。
2. 上記の報告の訂正を作成し、押印し、かつ提出すること。
3. 財務省関東財務局長より当該報告に関するインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シー宛のすべての通知、命令、連絡およびその他の書類を受領すること。
4. 本書において授權された前記代理権の遂行に必要なまたは付随するその他すべての行為をなすこと。
5. 上記において授權された代理権に関し、その代理人として行為する単数または複数の復代理人を任命すること。

2005 年 11 月 2 日

(署名)

バリー・スカルカ
最高執行責任者

上記正訳致しました。
弁護士 大橋宏一郎

